

(目的)

第1条 この条例は、ペット霊園の設置の許可、管理の適正化等に関する事項を定めることにより、良好な住環境の保持及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット 犬、猫その他の愛がん用に飼養される動物をいう。
- (2) ペット霊園 墳墓、納骨堂若しくは火葬施設等又はこれらを併せ有する施設等をいう。ただし、専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。
- (3) 墳墓 ペットの死体を土中に葬り、又はペットの焼骨を埋蔵する施設をいう。
- (4) 納骨堂 ペットの焼骨を収蔵する施設をいう。
- (5) 火葬施設等 ペットの死体を火葬する設備(以下「火葬設備」という。)を有する施設及び火葬設備を搭載した車両(以下「火葬車両」という。)をいう。
- (6) 近隣住民等 次に掲げる者をいう。
 - ア ペット霊園の区域に隣接する土地の所有者
 - イ ペット霊園の区域の境界線から水平距離で100メートル以内に存する建物の所有者、管理者又は占有者及び当該範囲内に住所を有する者を構成員に含む地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する団体の代表者
- (7) 住宅等 住宅、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設及び同法第29条に規定する有料老人ホーム、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。

(一部改正〔平成23年条例22号・24年24号・25年26号・26年1号・27年24号〕)

(設置者及び管理者の責務)

第3条 ペット霊園を設置し、又は管理する者は、当該ペット霊園の設置又は管理に際しては、周辺的生活環境に及ぼす影響に配慮するとともに、近隣住民等との良好な関係を損なわないよう努めなければならない。

(設置の許可)

第4条 ペット霊園の設置(火葬車両にあっては、当該火葬車両によりペットの死体を火葬することをいう。以下同じ。)をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、市民の生活環境の保全のために必要な限度において、前項の許可に条件を付することができる。

(事前届)

第5条 第8条の規定によりペット霊園の設置の許可の申請をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出をした申請予定者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(標識の設置等)

第6条 申請予定者は、ペット霊園の設置を計画する区域内の見やすい場所に、規則で定める標識を設置しなければならない。

2 前項の標識の設置は、前条第1項の規定による届出をした後、第8条の規定による申請の60日前までに行わなければならない。

3 申請予定者は、第1項の規定により標識を設置したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第1項の標識は、第13条第2項の検査済証の交付を受けるまで設置しておかななければならない。

(説明会の開催等)

第7条 申請予定者は、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、ペット霊園の設置に係る計画について説明会を開催しなければならない。ただし、説明会の開催により難しいときは、戸別訪問の方法により説明することができる。

2 前項に規定する近隣住民等への説明は、次条の規定による申請の30日前までに行わなければならない。

(許可の申請)

第8条 第4条第1項の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(許可等の通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、次条及び第11条に規定する基準に適合していると認め許可するときは許可書を申請者に交付し、許可しないときはその旨及びその理由を申請者に通知するものとする。

(設置場所の基準)

第10条 ペット霊園の設置場所の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者が所有する土地であること。ただし、規則で定める特別の理由がある場合は、この限りでない。
- (2) ペット霊園の区域の境界線と住宅等との水平距離が50メートル以上(火葬施設等を設置する場合にあっては100メートル以上)であること。ただし、市長が市民の生活環境の保全上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(構造設備等の基準)

第11条 ペット霊園の構造設備等の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 墳墓は、ペットの焼骨を埋蔵するものであること。
- (2) 火葬施設等は、規則で定める構造であること。
- (3) ペット霊園の周囲は、隣接地から見通せない高さの障壁又は樹木等で外部と明確に区分すること。
- (4) 自動車の駐車場は、規則で定める台数以上であること。
- (5) 緑地は、規則で定める面積以上であること。

(工事着手届)

第12条 ペット霊園の設置の許可を受けた者(以下「設置者」という。)は、当該許可に係る工事に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(工事完了届等)

第13条 設置者は、前条の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該工事が許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、当該工事が許可の内容に適合していると認めるときは、検査済証を交付するものとする。

3 設置者は、前項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該検査に係るペット霊園を使用してはならない。

(維持管理)

第14条 設置者又はペット霊園の管理者(以下「設置者等」という。)は、第11条に掲げる基準に適合するよう、ペット霊園の維持管理を行わなければならない。

(地位の承継)

第15条 設置者からペット霊園を譲り受けた者は、当該設置者の地位を承継するものとする。

2 設置者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割(当該ペット霊園の事業を承継させるものに限る。)により当該事業のすべてを承継した法人は、設置者の地位を承継するものとする。

3 前2項の規定により設置者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その日から起算して30日以内に、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。

(変更の許可の手続)

第16条 設置者は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第5条から第8条まで、第12条及び第13条に定める手続を行わなければならない。

(1) ペット霊園の区域の変更(区域の縮小となるものを除く。)

(2) 火葬施設等の設置(形式、規模及び能力が同一である火葬施設等と交換して設置する場合を除く。)

2 第9条の規定は変更の許可について、第10条及び第11条の規定は変更の許可の基準について準用する。

(変更の届出)

第17条 設置者は、第8条の規定による申請の内容(前条第1項に規定する変更の許可に係るものを除く。)を変更したときは、規則で定めるところにより、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第18条 設置者は、ペット霊園を廃止したときは、規則で定めるところにより、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可申請手数料)

第19条 第4条第1項の許可又は第16条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の許可申請手数料を申請の際に納付しなければならない。

(1) 第4条第1項の許可の申請

ア 火葬施設等がある場合 1件につき48,000円

イ 火葬施設等がない場合 1件につき32,000円

(2) 第16条第1項の許可の申請

ア 火葬施設等に係る変更がある場合 1件につき38,000円

イ 火葬施設等に係る変更がない場合 1件につき22,000円

2 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(報告及び検査)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者等に対し、ペット霊園の維持管理の状況その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、ペット霊園に立ち入らせ、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善勧告)

第21条 市長は、設置者が第12条、第13条第1項若しくは第3項の規定に違反したとき、又は設置者等が第14条の規定に違反したときは、当該設置者等に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(改善命令)

第22条 市長は、前条の規定による勧告を受けた設置者等が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該設置者等に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第4条第1項の許可又は第16条第1項の許可を受けた者

(2) 前条の規定による命令に従わない設置者

(使用禁止命令等)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペット霊園の全部又は一部の使用の禁止を命ずることができる。

(1) 第4条第1項の許可を受けないでペット霊園を設置した者

(2) 第16条第1項の許可を受けないでペット霊園の区域を変更し、又は火葬施設等を設置した者

(3) 第22条の規定による命令に従わない者

(4) 前条の規定により許可を取り消された者

2 市長は、前条又は前項第1号若しくは第2号(第16条第1項の許可を受けないでペット霊園の区域を変更した者に限る。)に係る処分を受けた者に対し、期限を定めて、当該処分に係る区域に埋蔵又は収蔵されているペットの焼骨の除却を命ずることができる。

(公表)

第25条 市長は、第21条の規定による勧告を受けた設置者等がその勧告に従わないとき、又は第22条若しくは前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた設置者等がその勧告に従わない旨の公表をしようとするときは、あらかじめ、その理由を当該設置者等に書面により通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 附則第9項に規定する火葬車両の設置の許可を受けようとする者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第5条から第8条までの規定の例により、その申請その他の行為を行うことができる。この場合において、施行日前に許可の申請を行った者は、第19条の規定の例により手数料を納付しなければならない。

(既設ペット霊園の特例)

3 この条例の施行の際現に存するペット霊園(火葬施設等を除く。次項及び附則第5項において同じ。)については、施行日から平成22年3月31日までは、第4条第1項の許可を受けないで当該ペット霊園を使用することができる。

4 前項に規定する期間内に、規則で定めるところにより市長に届け出たペット霊園については、その届出の日後も当該ペット霊園を引き続き使用することができる。この場合においては、第4条第1項の許可は要しない。

5 前項の規定による届出を行ったペット霊園については、当該ペット霊園を第11条(第2号を除く。)の基準に適合させるよう努めなければならない。

6 この条例の施行の際現に存する火葬施設等(火葬車両を除く。次項において同じ。)については、施行日から平成22年12月31日までは、第4条第1項の許可を受けないで当該火葬施設等を使用することができる。

7 前項に規定する期間内に、その構造設備を第11条第2号の規定に適合する構造として規則で定めるところにより市長に届け出た火葬施設等については、その届出の日後も当該火葬施設等を引き続き使用することができる。こ

の場合においては、第4条第1項の許可は要しない。

- 8 第15条から第26条までの規定(第19条第1項第1号、第23条第1号(第4条第1項の許可に係る部分に限る。))及び第24条第1項第1号を除く。)は、附則第4項又は附則第7項の規定による届出がされたペット霊園について準用する。

(既設の火葬車両の手続)

- 9 この条例の施行の際現に存する火葬車両については、第4条第1項の許可を受けなければ、設置することができない。

附 則(平成23年9月26日条例第22号)

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第24号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第26号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月7日条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日条例第24号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定、第2条中相模原市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第14条第3項の改正規定及び同条例第23条第1項第1号の改正規定(「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める部分に限る。)、第3条中相模原市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第22条第1項第1号の改正規定(「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める部分に限る。)、第4条の規定、第6条から第9条までの規定並びに第11条中相模原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第9条第1項及び第2項の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。